

令和7年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年6月23日（月） 午前9時01分から午前10時39分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	欠	福元 里美	出	谷口 芳久
欠	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
欠	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 係 長 山下 隆治
主 査 末次 孝

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
次長兼農地係長 松元 敏幸
主幹兼振興係長 尾崎 直人
主 幹 前迫 篤弘
主 査 角野 勝行
主 事 清水 雄世
主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主 査 田中 祥平（吾平総合支所産業建設課）

主 査

久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・令和6年度鹿屋市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施状況の公表について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 川崎 守 委員 ・ 中塩屋 均 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿 屋 市 農 業 委 員

鹿 屋 市 農 業 委 員

令和7年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年6月23日（月） 開会 午前9時01分 閉会 午前10時39分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和7年度第3回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の欠席につきましては、農業委員は全員主席しております。

なお、推進委員については、4名の欠席になります。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号4番の川崎委員と7番の中塩屋委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第17号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第17号につきましては、1頁から34頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和7年9月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が2万6千674㎡で、畑が20万3千981㎡で、計23万655㎡となっています。農地の貸出し者は58人、農地の耕作者となる配分予定者は41人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から4番は、設定期間が3年です。1番は、賃借権で新規設定。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に3頁、3番、4番は、使用貸借権で新規設定。

次に4頁、5番から15項の26番は、設定期間が5年です。5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に5頁、7番は、使用貸借権で新規設定。8番は、賃借権で再設定。

次に 6 頁、9 番は、賃借権で再設定。10 番は、使用貸借権で再設定。

次に 7 頁、11 番は、使用貸借権で再設定。12 番は、賃借権で再設定。

次に 8 頁、13 番、14 番は、賃借権で再設定。

次に 9 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に 10 頁、17 番は、賃借権で再設定。

次に 11 頁、18 番、19 番は、賃借権で再設定。

次に 12 頁、20 番は、賃借権で再設定。21 番は、使用貸借権で再設定。

次に 13 頁、22 番、23 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 14 頁、24 番は、使用貸借権で新規設定。25 番は、賃借権で新規設定。

次に 15 頁、26 番は、賃借権で新規設定。

次の 27 番から 16 頁の 28 番は、設定期間が 6 年です。27 番は、賃借権で再設定。

次に 16 頁、28 番は、賃借権で新規設定。

次の 29 番から 32 頁の 60 番は、設定期間が 10 年です。29 番は、賃借権で再設定。

次に 17 頁、30 番、31 番は、賃借権で新規設定。

次に 18 頁、32 番は、賃借権で新規設定。33 番は、賃借権で再設定。

次に 19 頁、34 番、35 番は、賃借権で新規設定。

次に 20 頁、36 番、37 番は、賃借権で再設定。

次に 21 頁、38 番、39 番は、賃借権で新規設定。

次に 22 頁、40 番、41 番は、賃借権で新規設定。

次に 23 頁、42 番は、賃借権で新規設定。43 番は、賃借権で再設定。

次に 24 頁、44 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。45 番は、賃借権で新規設定。

次に 25 頁、46 番、47 番は、賃借権で再設定。

次に 26 頁、48 番、49 番は、賃借権で再設定。

次に 27 頁、50 番、51 番は、賃借権で再設定。

次に 28 頁、52 番は、賃借権で新規設定。53 番は、賃借権で再設定。

次に 29 頁、54 番は、賃借権で再設定。55 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 30 頁、56 番は、使用貸借権で再設定。57 番は、賃借権で新規設定。

次に 31 頁、58 番は、使用貸借権で新規設定。59 番は、賃借権で新規設定。

次に 32 頁、60 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 32 頁までの 60 件の中間管理権設定ですが、24 頁の 10 年もの 44 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の

制限にあたりますので有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 24 頁の 44 番は、借人の有村委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 10 年もの 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 59 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

(異議なし)

なしですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 33 頁から 34 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

まず 33 頁の 1 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、串良町上小原の畑が 1 筆で 889 m²です。

次に 34 頁の 1 番は、鹿児島県地域振興公社が受け手に売り渡すもので、笠之原町の畑が 1 筆で 1 千 922 m²です。

記載の 2 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、35 頁、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 18 号につきましては、35 頁から 40 頁です。

今回は、所有権移転が 19 件です。

初めに、35 頁です。

1 番は、畑が 2 筆で 3 千 626 m²の売買です。

2 番は、畑が 10 筆で 1 万 7 千 833 m²の売買です。

3 番は、畑が 2 筆で 2 千 342 m²の贈与です。

次に、36 頁です。

4 番は、畑が 1 筆で 651 m²の売買です。

5 番は、畑が 4 筆で 9 千 040 m²の売買です。

6 番は、田が 1 筆で 971 m²の売買です。

7 番は、畑が 2 筆で 2 千 907 m²の売買です。

次に、37 頁です。

8 番は、田が 1 筆、畑が 4 筆で 8 千 736 m²の贈与です。

9 番は、畑が 1 筆で 535 m²の贈与です。

10 番は、畑が 4 筆で 6 千 20 m²の贈与です。

次に、38 頁です。

11 番は、畑が 1 筆で 1 千 795 m²の売買です。

12 番は、田が 4 筆で 2 千 50 m²の売買です。

13 番は、畑が 25 筆で 5 万 3 千 643 m²の売買です。

次に、39 頁です。

14 番は、田が 1 筆、畑が 2 筆で 3 千 61 m²の売買です。

次に、40 頁です。

次の 15 番から 19 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、35 頁から 40 頁までの 19 件の許可申請ですが、調査がなされていますので 40 頁の 15 番から 17 番までを徳田委員に、18 番と 19 番を新地委員に報告をお願いします。

徳 田 議席番号 6 番の徳田です。

去る 6 月 13 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、40 頁の 15 番です。申請者は市内の方で、親から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けすることでした。

次に、16 番です。申請者は市外の方で、畑 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けすることでした。

次に、17 番です。申請者は市外の方で、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機

具等は確認できました。取得する農地では、飼料苗を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

新 地 推進委員の新地です。

去る6月13日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、40頁の18番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、牧草を作付けするとのことでした。

次に、19番です。申請者は市内の方で、田2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、水稻を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました19件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41頁、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第19号につきましては、41頁から42頁です。

今回は、9件です。

初めに、41頁です。

1番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

次の2番から42頁の9番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、41頁の2番、3番を大重委員に、同じく41頁の4番と42頁の5番を有馬委員に、6番と7番を田中委員に、8番と9番を永山委員に、報告をお願いします。

大 重 議席番号3番の大重です。

去る6月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

41頁の2番ですが、申請地は田崎小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の

農地の広がりがありますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の宅建業者で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に3番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「倉庫及び駐車場」を建設・整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、2番と3番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

有 馬 推進委員の有馬です。

去る6月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

41頁の4番ですが、申請地は鹿屋中学校の東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の宅建業者で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、42頁の5番ですが、申請地は「鹿児島県鹿屋特別支援学校」の西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市外の建設業者で、申請地を「木材及び資材置場」として使用するため、一時的に賃貸借する計画です。周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地の許可要件である「一時転用」に該当すると判断しました。

以上、4番と5番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

田 中 議席番号5番の田中です。

去る6月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

42頁の6番ですが、申請地は上小原小学校の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市内の土木建築工事業者で、

申請地に「車両及び資材置場」を整備する計画です。周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 7 番ですが、申請地は上小原小学校の北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。先ほど審議されました、3 条申請の 15 番と関連です。

以上、6 番及び 7 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

永 山 推進委員の永山です。

去る 6 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

42 頁の 8 番ですが、申請地は上小原小学校の北東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 9 番ですが、申請地は上小原小学校の東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、8 番及び 9 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 9 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、43 頁、議案第 20 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 20 号につきましては、43 頁から 44 頁です。

43 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 1 件です。対象面積は、農業用が 3 千 4 ㎡です。次の 44 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、1 番については調査がなされていますので、

川崎委員に報告をお願いします。

川 崎 議席番号4番の川崎です。

去る6月12日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。43頁をご覧ください。

用途変更1件の申し出です。周辺図等は44頁です。申請人は市内の法人で、申請地は鹿屋市畜産環境センターの東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「農用地区域内農地」です。今回、農業用施設である「養豚糞尿処理施設」を整備する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、45頁、議案第21号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第21号につきましては、45頁です。今回は4件です。

1番から4番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、45頁の1番と2番を川崎委員に、3番と4番を谷口委員に、報告をお願いします。

川 崎 議席番号4番の川崎です。

去る6月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、45頁の1番です。申請地は、東原簡易郵便局の北に位置し、昭和60年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、星塚敬愛園の北東に位置し、昭和の頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。

去る6月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、45頁の3番ですが、申請地は、吾平自然公園の北に位置し、平成15年頃から山林化しているとのことでした。申請地の吾平町麓5190番4については、2年程前まで耕作が行われており、他に雑木等が生えておらず、農地への復元が可能であると考えられることから、非農地証明については非該当であると判断しました。5190番2及び5192番乙については、周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番です。申請地は、鹿屋海浜公園の南に位置し、昭和57年4月22日頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

西ノ原 議席番号19番の西ノ原です。非農地証明の2番について、以前は畑でしたが現在どのような状況であると農業委員は判断をしましたか。

川 崎 状況としては、畑の中に、杉が植えられて、20年経過し、現在山林になっています。

西ノ原 わかりました。何が植えられているのかを、今後は具体的に記載をお願いします。

次 長 利用状況については、現場で確認をしていますので、わかるものについては記載していきます。

議 長 他にございませんか。ないようですので3番の2段目、1筆以外については、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、46頁、議案第22号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第22号につきましては、46頁から49頁です。今回新たに、譲渡希望が46頁の1番から47頁8番の8件ですのでお目通し願います。

次に、賃貸借希望が48頁の1番から49頁15番までの15件ですのでお目通し願います。
以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、

議長からあっせん委員の指名をします。46 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番と 2 番の祓川町を川崎委員と木場委員に、2 番の川東町を田原委員と門倉委員に、3 番を大園委員と永山委員に、4 番を田原委員と門倉委員に、5 番を西ノ原委員と谷口委員に、6 番を倉田委員と高田委員に、続いて 47 頁の 7 番を村山委員と上別府委員に、8 番を徳田委員と折尾委員に、お願いします。

次に、48 頁、賃貸借希望の 1 番をわたくし福元と入佐委員に、2 番から 4 番を田原委員と門倉委員に、5 番から 8 番を堀之内委員と矢野委員に、続いて 49 頁の 9 番を田村委員と松元委員に、10 番と 11 番を森園委員と新地委員に、12 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、13 番を村山委員と上別府委員に、14 番を川崎委員と木場委員に、15 番を倉田委員と高田委員に、お願いします。

次に、50 頁、議案第 23 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について議題とします。事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第 23 号「令和 6 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、ご説明します。例年、この時期に議案として挙げさせているものです。総会で承認を得られれば、県農業会議に報告し、市のホームページにて公表することとなります。

まず、50 頁の 1 の「農業委員会の状況の概要」についてですが、こちらには農業委員、推進委員の定数や農家数などが記載されており、鹿屋市の耕地面積は 9 千 210ha となっております。

次に 51 頁、2 の「最適化活動の実施状況」について御説明します。

まず、(1) の農地の集積についてですが、当初の集積面積 4 千 60ha を目標では 4 千 294ha としましたが、実績は 4 千 420.8ha と達成率が 103.6%となっております。

次に (2) 「遊休農地の発生防止・解消」についてですが、52 頁の③実績に記載しておりますように、解消面積が目標の 14.6ha に対しまして、実績は 26ha 達成率が 177.8%となっております。続きまして (3) 新規参入の促進についてです。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地については、目標 39.4ha に対して

実績は 53 頁の上段にありますように、あっせん台帳の閲覧を行っており、その面積は 92ha となっており、達成率は 233.5%となっております。また、同じく 53 頁の、2 の最適化活動の活動目標については、利用状況調査や、農地の集積等、また、農業まつりでの各種相談対応など、皆さまにはお忙しい中、各活動に取り組んでおられる状況を記載しています。54 頁には、鹿屋地区と輝北地区の農業まつりの実績を記載しております。続いて、55 頁になります。

こちらは、事務の実施状況ということで、総会の開催回数や農地法等によりその権限に属された事務に関する事項となります。

2 の「農地法第 3 条に基づく許可事務」は、1 年間の受付件数が 207 件、許可件数が同じく 207 件、そして申請からの処理期間が 23 日という結果です。

3 の「農地転用に関する事務」は、129 件で申請からの処理期間が 48 日という結果です。

4 の「違反転用への対応」は、違反転用面積は 8.33ha で解消面積は 0 となっております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

（質問なし）

続いて、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を県の農業会議に報告します。

次に、56 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾崎 資料 56 頁をご覧ください。合意解約につきましては、56 頁から 59 頁です。今回は 7 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、56 頁から、59 頁まで 7 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第3回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

西ノ原 議席番号19番の西ノ原です。中間管理機構についてです。

農家からは「貸したい農地をなぜ中間管理機構に貸さなければならないのか」という声が上がっています。中間管理機構を通して貸借をしなければならない理由とは何でしょうか。また、農地を親から子に引き継ぐ際に、農地の場所や境界が不明であった問題が生じています。このような問題にはどう対応していけばよいでしょうか。

さらに、農地中間管理事業についての説明と、農地中間管理機構に関する業務が農業委員会の範疇に含まれているのかについても伺いたい。

局長 農地中間管理事業というのは、地域振興公社が農地を借り受け、その農地を地域に貸し出す事業です。「公社に貸し出す必要があるのか」という質問は、これは制度として国が定めているため、従っていただくことをご理解いただきたい。

「農地中間管理事業を農業委員会がやらなければならないのか」については、本来農地中間事業は、県が鹿屋市に委託する事業になります。そして農業委員会は市町村から事務委任を受けたものが農業委員会の事務になります。令和7年4月1日から中間管理事業の一部である利用権の設定については、事務委任がされています。そのため貸し借りについて農業委員会は、関与していかないといけない。

農地の境界がわからないや農地の所有者がわからない等の問い合わせは、農業委員会事務局で対応をしているところです。

まとめますと、農地中間管理事業については、農業委員会の業務です。貸し借りについては、農業委員会事務局へご相談いただくようお願いします。

西ノ原 中間管理業務で、問題があった農地が荒れてきている。中間管理業務でトラブルが起こった場合、責任は農業委員会になるのか、県になるのか。

次長 中間管理機構関係でトラブルが起こった場合は、あくまでも県の事業になるため、県の責任になります。ただ、各地域の貸し借りをしている農地が荒れてきたので話に行ってしまうといった現場へ行くように協力依頼が農業委員会へ来ることは想定されます。

議 長 他にありませんか

有 村 農家から中間管理のメリットは、なにもないという声が上がっている。利用権を設定しても数カ月かかる、その間はどうすればいいのか。本来であれば設定されるまでの間も耕作をしなければならない。その設定されるまでの間、作る責任は誰になるのでしょうか。以前は経営基盤強化法に基づく利用権設定が迅速に行われ、すぐに耕作が可能でした。しかし、現在それができない状況です。

経営基盤強化法では、農業委員会が関与していたが、その制度がなくなり、中間管理機構に移行しています。今後、農業委員や推進委員が何を行うべきなのかをお示しいただきたい。

局 長 中間管理事業については、県の公社と利用権設定が結ばれるまでは、時間がかかることが、一番の問題だというふうに事務局も考えています。この考えは、事務局だけではなく、全国の農業委員会の会長大会でも同様に発言されています。我々としてはその声を公社や国へ伝えながら進めていきたいと考えています。ただし、当面は我々としては、中間管理事業を進めていく必要があることから、借りるまでの農地の管理のあり方や空白期間が生じないようなやり方を工夫しながら、農業委員会事務局それから農業委員・推進員が協力して、地域の方々が、不自由な状況にならないためにも、早めの利用権の設定の仕方も含めてやっていく必要があります。様々な苦情や不満については、フィードバックをしていただきたい。年に数回協議をする場を設けていますので、そこでも協議をしていきたいというふうに考えています。

農業委員の活動については、遊休農地の解消、利用集積、新規参入が主な業務になります。遊休農地の解消、利用集積が大きな枠組みでは、中間管理事業になります。

業務のやり方をお示しできていないというのは、我々事務局の責任でもございます。今後、運営委員会等を通して、事務局としてのやり方を検討してお示ししていきたい。

寺 下 以前は、地主と借り手を見つけてすぐに利用権の設定ができましたが、現在はそれができず、3か月ほど契約前に耕作している状態になっている土地もあります。そのような土地を指摘していく必要があるのでしょうか。また、早めに利用権の設定ができる体制にす

ることはできないのでしょうか。1 か月や2 か月かかるようでは、土地は動かなくなりま
すので、早急に事務局で処理ができる方法を考えていただきたいと思います。

局 長 事務局としても問題だと考えられています。情報を集めながら良い方法を模索していき
たい。

寺 下 あっせん成立の報告をしていただきたい。

議 長 これについては、報告をさせます。

西ノ原 書類上では、現場の状況はわからない。中間管理機構の担当を現場に連れていき、農地
の現状を説明するので、2 人以上連れてきてほしい。

局 長 中間管理事業に関する問題がいくつかあるので、整理したうえで県に相談し、場合によ
っては来ていただくのはありだと思います。問題整理をした上で、県に問い合わせをして
対応策については検討をしていきたい。

谷 口 作物によっては連作障害があり、中間管理機構で定めた始期と終期よりも耕作が早く終
り、耕作をしない期間が発生してしまう。耕作をしていない期間についても使用料が発生
することや農地が荒れてしまうことでトラブルの原因になっている。このようなことを改
善するために始期と終期や支払いの期間の融通ができるように、中間管理機構に検討をし
ていただきたい。

局 長 よい方法を、事務局でも考えながら、ケースに分けて県とともに検証していきたいと考
えています。

次 長 谷口さんの意見については、例えば、4 月から3 月までの契約であれば、耕作自体は、
11 月に耕作が終了したと仮定すると、耕作が終了した時点で綺麗にして終わってるのに、
契約期間が何ヶ月か残るので、その間、荒れてしまう。それをどうにかできないかとの意
見については、県に問い合わせをさせていただきます。

谷口 実際のところ、収穫が終わり、ロータリーをかけた状態であっても契約期間のため、次
の借り手を紹介しても手を付けられない。時期によっては草が生い茂る。このような現状
がある。始期と終期、それから契約時期、年払いの料金を改善できれば解消できるのでは
ないかとのことで発言をさせていただきました。以上です。

議 長 わかりました。現在、中間管理機構に関する意見が多数出ています。これは県や国が主導しているもので、同様の問題が、他の農業委員会でも発生しています。鹿屋市農業委員会として県や国に改善の申し出を行っている段階です。回答については、はっきりとした状況を伺っているわけではありませんが、こちらでも尽力していきたいと考えているところです。本日はこれでよろしいでしょうか。

(はい)

尾 崎 公務災害補償制度についてご説明させていただきます。

それでは、農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についての資料をご覧ください。本制度は、一般社団法人 全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体保険で、被保険者が公務従事中の事故で死亡又は後遺障害が生じた場合、保険金を支払う保険です。契約期間は、10月1日から翌年9月30日までの1年間です。鹿屋市農業委員会では、毎年、保険料年額1,000円のA型に加入しています。保険内容については、資料のご確認をお願いします。LINEでもお知らせしていますが、10月から始まる今年の保険加入にあたり、申込期限が8月22日までとなっていますので、A型への加入及びそれに伴う保険料年額1,000円を今月の報酬より引去ることを承認いただければと思います。以上です。

次 長 活動報告についてです。皆さまの農業委員会の活動報告につきましては、これまで活動記録の提出方法など総会等で御説明してきたところです。活動記録の提出については、用紙での提出、タブレットやスマートフォンを使用したロゴフォームからの提出がございいますが、これらの活動報告の方法について、説明会を次回7月23日の総会終了後にこの会場で予定しています。この説明会は自由参加として開催いたしますのでよろしくお願いします。

局 長 7月の調査委員を申し上げます。

7月11日、金曜日、4条・5条の調査が、中塩屋委員、鶴田委員です。

7月11日、金曜日、農振調査が、藏ヶ崎委員、門倉委員です。

7月14日、月曜日、4条・5条の調査が、寺下委員、木場委員です。

7月14日、月曜日、3条調査が、有村委員、中尾委員です。

7月の総会は、7月23日、水曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

私からの報告は以上です。

議 長 これを持ちまして令和7年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)